

新システム稼働時におけるN-NET取引等の見直しに伴う
「業務規程」等の一部改正について

平成23年7月8日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、売買立会による売買（オークション市場）において効率的な執行が難しい大口取引等の取引ニーズを満たす取引手法として用いられているN-NET取引について、平成23年7月19日に稼働を予定しているシステムリプレースに伴い取引制度を一部見直すこととし、N-NETシステムに自己株式の立会外買付制度（N-NET3）と株式分布状況の改善に利用されています立会外分売を導入し、取引機能の充実を図るとともに利便性の向上を図るため、業務規程等の一部改正を行うものです。

改正の概要は下記のとおりです。

II. 改正概要

1. 立会外買付制度に係る見直し

(1) 自己株式立会外買付制度（N-NET3）のシステム売買化

自己株式立会外買付制度（N-NET3）は、売買システム（N-NETシステム）により行うものとします。

(2) 顧客の買付注文数量

取引参加者は、当取引所が定める数量以上の顧客の買付注文を自己株式立会外買付制度により執行することができることとしておりましたが、この数量制限を廃止します。

(3) 手続き

届出を行った取引参加者は、当取引所が当該届出を受理した時から売付申込時間終了時までにおいて、当該買付に係る銘柄が、上場廃止の基準に該当し又は該当するおそれがあると当取引所が認めるときは、当該届出を取り消すことができるものとします。

(4) 売付申込

売付け申込み後においても、売付申込時間終了時までの間、売付け申込みの訂正及び取消しを行うことができるものとします。

(5) 売買契約の締結

付け合わせの方法を立会外分売と同様の対当方式に変更します。

(備考)

・N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第3条第4項、第6条第1項

・N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第11条第4項

・N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則第11条

・N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第14条、N-NET市場に関する業務規

(6) 立会外買付に関する制約の廃止

取引参加者は、当取引所が買付要領を発表する以前に、立会外買付についての売付けの勧誘を行うことができませんでしたが、当該規則を廃止します。

(7) 立会外買付取扱料の廃止

立会外買付取扱取引参加者は、立会外買付に応じて売付けを行った取引参加者に対し、立会外買付取扱料を、当該取引参加者に売付けを委託した各顧客の当該売付けに係る約定代金に応じて、交付することができましたが、当該規則を廃止します。

2. 立会外分売の見直しについて

(1) 立会外分売のシステム売買化

立会外分売を売買システム（N-NETシステム）により行うこととします。

また、買付け申込み後においても、買付申込時間終了時までの間、買付け申込みの訂正及び取消しを行うことができるものとします。

(2) 立会外分売を行うことができない場合の明文化

立会外分売の制度を用いた不自然な取引を未然防止する観点から、当取引所が売買管理上適当でないと認める場合を明文化し、当該事象に合致しない場合には、立会外分売を行うことができないこととします。

・業務規程第41条の2

・業務規程施行規則第30条

・業務規程施行規則第26条の3

3. 単一銘柄取引に係る見直し

現在、異なる取引参加者間において条件交渉を行うことができるよう、システム上交渉機能を提供していますが、当該条件交渉機能を廃止します。

4. その他

その他所要の改正を行うものとします。

Ⅲ. 施行日

平成23年7月19日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、規則に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成23年7月19日以後の当取引所が定める日から施行します。

ただし、バスケット取引における午前立会時間終了後の立会時間及び終値取引における前場終値の立会時間については、改正後の規定にかかわらず、平成23年11月18日まで、なお従前の例によるものとします。

以 上